

兵庫労働局発表
平成30年8月1日(水)

【照会先】

兵庫労働局職業安定部職業安定課
課長 竹内 重雄
課長補佐 藤永 勇人
(代表電話) 078-367-0803
兵庫労働局職業安定部職業対策課
課長 山上 豊
課長補佐 小椋 久徳
(代表電話) 078-221-5440

平成30年7月豪雨等に伴う 雇用保険及び雇用調整助成金の特例措置

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害が激甚災害に指定され、その災害により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化することが見込まれることから、厚生労働省では、災害により直接被害を受け労働者が休業又は一時離職する場合や、災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合の特例措置を講じることとなりました。

1 雇用保険について

- (1) 災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます。）でも、失業手当の受給ができます。
- (2) 居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きができます。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きができます。)
- (3) 激甚災害発生日時点で被災地域に居住し、災害発生前から平成31年5月19日までに離職した方のうち、給付制限を受けている場合は給付制限期間が短縮（3ヶ月→1ヶ月）される特例措置があります。

※制度利用にあたっての留意事項

- (1) 特例措置制度の利用には、雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- (2) 兵庫県内の災害救助法指定地域内及び激甚災害法指定地域内の事業所等が災害により、休止・廃止した場合が対象となります。
- (3) 制度を利用して、失業手当の支給を受けた方については、休業終了後、

新たに雇用保険の被保険者資格を取得しても、休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。

2 雇用調整助成金について

(1) 特例措置については、休業日の初日が平成30年7月5日から平成31年1月4日までの間にある、特例の対象となる事業主に対して適用されます。

①休業を実施した場合の助成率の引き上げ

【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】

②支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長

③新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者についても助成対象

④過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主も対象

⑤生産指標の確認期間を3ヶ月から1ヶ月へ短縮

⑥平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象

⑦最近3ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

※ 雇用調整助成金の支給に当たってはいくつかの支給要件がありますので、詳細については兵庫労働局ハローワーク助成金デスク（078-221-5440）にお問い合わせください。

平成 30 年 7 月豪雨等に伴う 雇用保険基本手当の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給を行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できます。

② 災害救助法指定地域及び激甚災害法の指定地域に隣接する地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

○ 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し又は一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、激甚災害法の指定地域にお住まいの方が自己の都合で退職した場合も、給付制限の短縮（3か月→1か月）により、給付開始時期が早まります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

兵庫労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
兵庫労働局職業安定課	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタル タワー14F	078-367-0803
ハローワーク神戸	〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-4572
ハローワーク神戸三田出張所	〒669-1531 三田市天神1-5-25	079-563-8609
ハローワーク灘	〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2	078-861-7987
ハローワーク尼崎	〒660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2F	06-7664-8604
ハローワーク西宮	〒662-0862 西宮市青木町2-11	0798-75-6713
ハローワーク姫路	〒670-0947 姫路市北条字中道250	079-222-4434
ハローワーク加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野1742	079-421-8669
ハローワーク伊丹	〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-8610
ハローワーク明石	〒673-0891 明石市大明石町2-3-37	078-912-2280
ハローワーク豊岡	〒668-0024 豊岡市寿町8-4	0796-23-3101
ハローワーク豊岡 香住出張所	〒669-6544 美方郡香美町香住区香住844-1	0796-36-0136
ハローワーク豊岡 八鹿出張所	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1121-1	079-662-2217
ハローワーク豊岡 和田山分室	〒669-5202 朝来市和田山町東谷105-2	079-672-2116
ハローワーク西脇	〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3181
ハローワーク洲本	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 兵庫県洲本総合庁舎1階	0799-22-0620
ハローワーク柏原	〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪1569	0795-72-1070
ハローワーク柏原 篠山出張所	〒669-2341 篠山市郡家403-11	079-552-0092
ハローワーク西神	〒651-2273 神戸市西区糀台5-3-8	078-991-1100
ハローワーク龍野	〒679-4167 たつの市龍野町富永1005-48	0791-62-0981
ハローワーク龍野 相生出張所	〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎	0791-22-0920
ハローワーク龍野 赤穂出張所	〒678-0232 赤穂市中広字北907-8	0791-42-2376

※下記QRコードより、兵庫労働局HPへアクセスできます。



平成 30 年 7 月豪雨等による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ ～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含まれます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- ① **激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。**
- ② **激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所等が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。**
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。） ※
※ 制度利用に当たっての留意事項
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。（※平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。）

- ※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。
- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・風評被害により、観光客が減少した場合

本特例は、休業等の初日が平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 1 月 4 日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）【中小企業：2/3 から 4/5 へ】【大企業：1/2 から 2/3 へ】
- ② 支給限度日数を「1 年間で 100 日」から「1 年間で 300 日」に延長（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の 11 府県内の事業所に限る）
- ③ 新規卒卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する
- ⑥ 平成 30 年 7 月豪雨発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

兵庫労働局管内ハローワーク

①事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
兵庫労働局職業安定課	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー14F	078-367-0803
ハローワーク神戸	〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-4572
ハローワーク神戸 三田出張所	〒669-1531 三田市天神1-5-25	079-563-8609
ハローワーク灘	〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2	078-861-7987
ハローワーク尼崎	〒660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2F	06-7664-8604
ハローワーク西宮	〒662-0862 西宮市青木町2-11	0798-75-6713
ハローワーク姫路	〒670-0947 姫路市北条字中道250	079-222-4434
ハローワーク加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野1742	079-421-8669
ハローワーク伊丹	〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-8610
ハローワーク明石	〒673-0891 明石市大明石町2-3-37	078-912-2280
ハローワーク豊岡	〒668-0024 豊岡市寿町8-4	0796-23-3101
ハローワーク豊岡 香住出張所	〒669-6544 美方郡香美町香住区香住844-1	0796-36-0136
ハローワーク豊岡 八鹿出張所	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1121-1	079-662-2217
ハローワーク豊岡 和田山分室	〒669-5202 朝来市和田山町東谷105-2	079-672-2116
ハローワーク西脇	〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3181
ハローワーク洲本	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 兵庫県洲本総合庁舎1階	0799-22-0620
ハローワーク柏原	〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪1569	0795-72-1070
ハローワーク柏原 篠山出張所	〒669-2341 篠山市郡家403-11	079-552-0092

ハローワーク西神	651-2273 神戸市西区糀台 5-3-8	078-991-1100
ハローワーク龍野	679-4167 たつの市龍野町富永 1005-48	0791-62-0981
ハローワーク龍野 相生出張所	678-0031 相生市旭 1-3-18 相生地方合同庁舎	0791-22-0920
ハローワーク龍野 赤穂出張所	678-0232 赤穂市中広字北 907-8	0791-42-2376

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
兵庫労働局職業安定部 助成金デスク	〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 3 0 号 三宮国際ビル 5 階	078-221-5440

【平成30年7月豪雨等に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限を受けている（受ける）方（退職理由が自己都合などの方）は、「給付制限期間の短縮」により給付開始時期が早まります。

激甚災害発生日(※1)時点で、当該被災地域に居住している方であって、災害発生前から平成31年5月19日までに離職した方のうち、雇用保険求職者給付の給付制限期間が3か月の方(※2)は、給付制限期間が短縮(3か月⇒1か月)される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

※1 地域ごとに災害救助法の適用となった日

※2 雇用保険受給資格者証の15欄(「給付制限」)に「3ヶ月」と印字されている方が対象となります。

① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日(「雇用保険受給資格者証」に記載があります)に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日(待期満了後1か月经過していない方は、1か月经過した日の翌日から来所日の前日)までの分(28日分が上限)の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方

- 待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内に居住していた方が対象です。災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

兵庫労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
兵庫労働局職業安定課	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー14F	078-367-0803
ハローワーク神戸	〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-4572
ハローワーク神戸三田出張所	〒669-1531 三田市天神1-5-25	079-563-8609
ハローワーク灘	〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2	078-861-7987
ハローワーク尼崎	〒660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2F	06-7664-8604
ハローワーク西宮	〒662-0862 西宮市青木町2-11	0798-75-6713
ハローワーク姫路	〒670-0947 姫路市北条字中道250	079-222-4434
ハローワーク加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野1742	079-421-8669
ハローワーク伊丹	〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-8610
ハローワーク明石	〒673-0891 明石市大明石町2-3-37	078-912-2280
ハローワーク豊岡	〒668-0024 豊岡市寿町8-4	0796-23-3101
ハローワーク豊岡 香住出張所	〒669-6544 美方郡香美町香住区香住844-1	0796-36-0136
ハローワーク豊岡 八鹿出張所	〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1121-1	079-662-2217
ハローワーク豊岡 和田山分室	〒669-5202 朝来市和田山町東谷105-2	079-672-2116
ハローワーク西脇	〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3181
ハローワーク洲本	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 兵庫県洲本総合庁舎1階	0799-22-0620
ハローワーク柏原	〒669-3309 丹波市柏原町柏原字八之坪1569	0795-72-1070
ハローワーク柏原 篠山出張所	〒669-2341 篠山市郡家403-11	079-552-0092
ハローワーク西神	〒651-2273 神戸市西区糞台5-3-8	078-991-1100
ハローワーク龍野	〒679-4167 たつの市龍野町富永1005-48	0791-62-0981
ハローワーク龍野 相生出張所	〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎	0791-22-0920
ハローワーク龍野 赤穂出張所	〒678-0232 赤穂市中広字北907-8	0791-42-2376

※下記QRコードより、兵庫労働局HPへアクセスできます。

